

美咲町農業集落排水事業経営戦略

平成 29 年 3 月

美咲町上下水道課

第1章 はじめに

本経営戦略は、美咲町の「ひと・まち・けんこう」づくりと、安全安心に暮らせるまちづくりのため農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）の整備を図り、もって「公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与し」、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とし、安定的な経営を図るために策定するものです。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 人口と需要

美咲町は、平成 17 年 3 月の平成の大合併で、旭町、中央町、柵原町の中山間地の 3 町が合併し、総面積 232.15 k m²で、東部には岡山県三大河川の吉井川が、西部には旭川が流れ東西に細長い町となりました。

当町の人口は、人口ビジョン値から社人研よるに行政人口は、平成 27 年度末 15,108 人から平成 37 年度末に 13,000 人となる見込みです。行政人口の減少に比例して水洗化人口の減少、大口利用者については、社会情勢や景気に影響されるところもあり、その動向も注視していく必要があります。

平成 27 年度末における農業集落排水の区域内人口及び処理人口はそれぞれ 1,766 人、1,513 人で水洗化率は、85.67%の割合です。今後の課題として 95%の普及を目指しています。

2. 農業集落排水施設

本町の農業集落排水事業は、旧柵原町に 2 処理区あり、平成 7 年度に事業を飯岡処理区と平成 15 年度に事業を開始した吉岡処理区があり、いずれも整備は完了し、運営をおこなっています。

飯岡処理区については、平成 11 年度末に事業が完了しております。

吉岡処理区については、平成 20 年度末に事業が完了しております。

施設の現況

項 目	飯岡処理区	吉岡処理区	計
供用開始年月日	平成 12 年 3 月 31 日	平成 21 年 3 月 31 日	
整備率	100%	100%	100%

処理区域内人口	800 人	966 人	1,766 人
水洗化人口	751 人	762 人	1,513 人
水洗化率	93.88%	78.88%	85.67%

3. 危機管理

下水道事業は、公共用水域の良質な水質の確保や生命・財産を守る浸水対策など、町民の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供していることから、防災・減災等の対策に取り組む必要があります。

- 1) 自然災害や事故等の不測の事態により下水道施設が被害を受けた場合でも、短期間で復旧できるようにするため、「下水道施設災害時対応マニュアル」を策定し、災害時などに迅速に対応できるよう体制作りを確立する必要があります。

また、事故や災害発生時の外部委託業者との的確な対応体制の整備も必要があります。

今後は、ハード・ソフト両面の整備による災害に強い下水道事業を目指して取組みを強化していくことはもとより、人材育成も強化していくことが重要です。

4. 経営

本町では、農業集落排水事業は法非適用による特別会計で運営をしており、簡易水道事業が平成 27、28 年度で公営企業会計移行の準備作業として固定資産台帳整備等を実施しており、平成 31 年度実施目標とし進めております。簡易水道事業が企業会計移行後にノウハウを生かし移行準備をおこないたいと考えています。

料金については、原理原則としては独立採算が本来の姿ではありますが、一般会計からの繰入金で運営をしているのが現状です。

今後は、少子高齢化が進み人口減、町財政も厳しくなり一般会計からの繰入金の減少も考えられるため、公営企業会計移行後、町民の方々、議会のご理解を得て料金改定をおこない健全会計を目指す必要があります。

効率的な施設運営を実施し、人員配置の見直等をし、経営への影響を最小限に抑える施策が必要となってきます。

5. 人材育成

現状では、団塊世代が退職をし、また、技術系職員の採用もなく、技術、維持管理等の業務のノウハウや技術の継承が困難な状況となっています。

今後、施設管理・危機管理等に精通した職員を恒久的に確保しなければなりません、職員の人事異動に関して上層部と調整が必要と考えています。

6. 財政課題

少子高齢化による人口減少に伴う収益の悪化。

町の厳しい財政状況下での繰入金の減少。

将来の維持管理費の増大。

第3章 経営の基本方針

下水道は、生活していくうえで欠かせない重要なライフラインとして、安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する必要があります。

こうしたサービスを町民に提供し続けるために、下水道事業を取巻く環境の変化に対応した施設の更新（改良等）や維持管理をおこなうとともに、徹底した経営の効率化や健全化を図ることが必要であり、次のとおり基本方針に基づき事業経営に取り組めます。

1. 快適な暮らしの実現

- 1) 農業集落排水施設の適切な維持管理運営。
- 2) 公衆衛生の向上と生活環境の改善に向けて、接続促進。

2. 安心・安全な暮らし実現

- 1) スtockマネジメントを導入し、施設の点検、調査計画並びに改築、修繕計画を策定し適切な更新・維持をしていきます。
- 2) 災害、事故が発生した場合に早期に対応できる管理体制を確立するために、「下水道施設災害時対応マニュアル」を策定し危機管理体制の確立。

3. サービスの充実

- 1) 下水道未接続者に対する接続促進。
- 2) 下水道使用料を口座振替や納付書、郵便振替に今後は、コンビニ収納等、他の収納方法の導入も検討し、サービスの向上に努めます。

4. 経営の安定

- 1) 施設規模の適正化を図り、コスト削減をめざします。
- 2) 公共下水道との統廃合を含め区域の見直しをおこない施設の最適化をめざします。
- 3) 利用者の公平性と自主財源確保のため、適切な滞納整理をおこない収納率の向上を図ります。

第4章 計画期間

本経営戦略の計画期間は、平成28年度から平成37年度の10年間とします。
なお、経営状況等の変化に対応するため、必要に応じ見直しをおこないます。

第5章 投資・財政計画（別紙）

1. 投資について

整備事業は、平成20年度に完了しています。
今後は、適正化事業等で施設の更新を進めていきたい。

2. 財源について

1) 収益的収入について

主な収入は、下水道使用料と他会計補助金です。
下水道使用料については、行政人口の減少に比例して下水道使用料金も減少する見込みで、一定の料金収入を確保するためには料金改定が必要となります。しかし、町が取り組んでいる定住促進・子育て支援等の政策、合併処理浄化槽の維持管理費との整合性などもあり早期の料金改定は難しいと考えており、公営企業会計移行後、利用者の理解を得て改定していく必要があると考えています。
また、他会計繰入金については、基準外繰入を見込んでいます。

2) 資本的収入について

主な収入は、他会計補助金です。資金運用については、返済期間の短縮を視野に入れ計画的に行います。企業債償還金については、他会計補助金の基準外繰入を見込んでいます。

第6章 今後の経営

1. 将来の収支見込

計画期間の経営状況は、過疎化や少子高齢化により人口減少に拍車がかかり、水洗化人口の減少に伴う収益の減少が生じ、恒久的な設備投資並びに維持管理が大きく変化すると考えられます。

独立採算の原則のもと、健全な経営を維持し、経営の効率化を図ることとされていますが、計画期間内に公営企業会計化移行の予定であり、移行後に料金改定をおこなう予定であり、当分の間、一般会計から更なる繰入金を要望していきたい。

2. 料金体系のあり方

下水道事業は、独立採算性の原則のもと、健全な経営を維持し、経営の効率化を図ることとされています。

運営に伴う経費の負担については、利用者からの使用料で負担することとされています。

また、美咲町の料金体系は下記表のとおりで、一般家庭においては、地下水利用者と簡易水道利用者の整合性を図りながら、合併処理浄化槽の年間の維持管理費を勘案し料金設定をしています。

受益者負担の原則や独立採算性の原則からも適正な状況とはいえず、常に投資と財源のバランスを考える必要があります。

更なるコスト削減を行うことは当然ですが、財源となる下水道使用料の適正化に努め、段階的に見直しを図っていく必要があります。

料金表

平成 27 年度末現在

種別 目的	基本料金		基本料金以外の料金	
	単位	金額	単位	金額
生活世帯	1 世帯(戸)	1,620 円(うち消費税等 120 円)	世帯員数割	1 人当たり 540 円(うち消費税等 40 円)
生活世帯以外の世帯又は事業所	10m ³	2,160 円(うち消費税等 160 円)	超過料金	1m ³ 当たり 162 円(うち消費税等 12 円)

備考

- (1) 上記は、1 使用月当たりの金額である。
- (2) 1 受益排水区域の建築物に 2 以上の世帯構成を有する場合は、それぞれの世帯から使用料を徴収する。

第 7 章 効率化・経営健全化の取組

1. 組織・人材に関する事項

1) 組織について

美咲町では、農業集落排水事業、公共下水道事業、簡易水道事業を合併前の旧町ごとに各々で維持管理・運営・賦課徴収等をおこなっております。

農業集落排水事業においては、平成 31 年度から簡易水道事業を公営企業会計化に移行予定で、その後、農業集落排水事業も公営企業化への移行も視野に入れているところです、組織を上下水道部門の一本化を図り、企業会計運営をおこない、経費の削減を図らなければなりません。

また、職員の意欲を向上させ、能力が発揮できる組織を構築するため、各種業務の継続きや事務分掌の見直しをおこない、適正で効率的な組織づくりをする必要があります。

2) 人材について

農業集落排水事業を健全に経営していくためには、適切な会計管理と農業集落排水施設の適切な維持、管理運営で、専門的な知識と経験が不可欠であります。

こうした知識や技術の継承を絶やすことなく続けるため、研修や専門的な技術者の確保により職員の資質の向上に努めます。

2. 民間のノウハウの活用に関する事項

先進地の事例を研究しながら、より効率的で、よい良いサービスが提供できるような改革を模索します。

3. 広域化に関する事項

地理的な条件などから物理的に難しいものがあり、今後、近隣自治体の動向を踏まえながら検討をしていきます。

4. その他の経営基盤強化に関する事項

適用可能な補助事業や交付金事業の有効な活用で、料金以外の収入確保のための各種検討をおこない、中長期的な視点でより計画的に取り組めます。

また、飯岡処理区については、処理場が公共下水道柵原処理場に比較的近くポンプ圧送で対応ができるため、処理場の集約を計画しており総合的な管理運営をおこない、経費の抑制をめざします。

5. 情報公開に関する事項

広報誌やホームページを活用して、下水道使用者へ適宜情報を提供してきました。

今後も、提供する情報とその内容を充実させることを前提に、内容の見直しや検証に取り組んでいきます。

6. 一般会計からの繰入金に関する事項

基本的には、毎年国から示される繰出基準に基づいた金額を繰入金としてもらっています。

ただし、下水道事業については、独立採算を原理原則としていますが、町民に平等なサービスを安価に安定して供給するという観点からは、採算性の低い過疎地域での面整備・処理場建設費等の資本費また、地方債償還金及び利子並びに運営管理費が膨大であり、このため、

経営の安定を図るために、独立採算を基本としながらも下水道利用者に過大な負担を強いることがないように、一般会計からの基準外繰入金について予算の範囲内での要望をしていきます。

7. その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化はこれまでも取組んできましたが、役場各課、上水道業務に携る民間企業、他自治体とも連携して取組んでいきます。

第8章 公営企業会計への取り組み

下水道は、生活や経済活動に必要で公共性が非常に高く、採算性を重視しつつもサービスを提供していく必要があります。

しかしながら、施設の老朽化も進み更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しつつあります。こうした中で、住民生活に必要なサービスを安定的に継続するためには、経営の健全化や基盤の強化への取り組みが必要であることが求められており、徹底した経営分析をおこなうためにも、公営企業会計を導入することが必要とされています。

当町では、平成 27. 28 年度に易水道事業が固定資産台帳整備等をおこない、その後、法手続きをおこない、平成 31 年度からの公営企業会計への移行を計画しています。

その後、水道事業のノウハウを生かし、本経営戦略の計画期間に公営企業会計への移行を考えています。

第9章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度、進捗管理(モニタリング)をおこない、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)をおこなうことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新をおこなってまいります。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分			年 度	前々年度 (決 算)	前年度 〔 決 算 込 〕	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	106,083	104,571	105,036	94,894	94,293	91,692	93,540	83,641	83,640	90,116	89,520	89,913	
		(1) 営 業 収 益 (B)	19,920	20,243	20,873	21,000	21,000	21,000	20,000	20,000	20,000	26,475	26,470	26,465	
		ア 料 金 収 入	19,911	20,229	20,873	21,000	21,000	21,000	20,000	20,000	20,000	26,475	26,470	26,465	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	9	14											
		(2) 営 業 外 収 益	86,163	84,328	84,163	73,894	73,293	70,692	73,540	63,641	63,640	63,641	63,050	63,448	
		ア 他 会 計 繰 入 金	84,094	83,338	83,263	72,994	72,393	69,792	72,640	62,741	62,740	62,741	62,150	62,548	
		イ そ の 他	2,069	990	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	79,052	77,082	77,016	75,721	74,706	75,621	87,830	81,156	82,879	82,782	81,820	81,889	
		(1) 営 業 費 用	46,754	44,149	46,000	46,000	46,000	47,000	53,500	50,500	55,150	55,500	55,500	56,500	
		ア 職 員 給 与 費	7,374	8,090	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	39,380	36,059	38,000	38,000	38,000	39,000	45,500	42,500	47,150	47,500	47,500	48,500	
		(2) 営 業 外 費 用	32,298	32,933	31,016	29,721	28,706	28,621	34,330	30,656	27,729	27,282	26,320	25,389	
ア 支 払 利 息		18,392	17,055	15,716	14,421	13,156	11,971	10,830	9,806	8,879	7,932	6,970	6,039		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	13,906	15,878	15,300	15,300	15,550	16,650	23,500	20,850	18,850	19,350	19,350	19,350			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			27,031	27,489	28,020	19,173	19,587	16,071	5,710	2,485	761	7,334	7,700	8,024	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	58,833	53,460	53,207	53,350	53,350	53,400	53,400	53,450	53,450	53,450	53,550	53,550	
		(1) 地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	51,193	51,150	51,107	51,250	51,250	51,300	51,300	51,350	51,350	51,350	51,450	51,450	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	5,000												
		(6) 工 事 負 担 金	2,640	2,310	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	
	(7) そ の 他														
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	88,019	80,887	78,986	73,302	70,833	68,183	60,320	54,729	54,055	54,363	54,386	53,091	
		(1) 建 設 改 良 費	9,159	1,817	1,900	1,900	2,500	3,000	5,000	11,550	9,950	9,310	9,690	9,050	
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	78,860	79,070	77,086	71,402	68,333	65,183	55,320	43,179	44,105	45,053	44,696	44,041	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 29,186	△ 27,427	△ 25,779	△ 19,952	△ 17,483	△ 14,783	△ 6,920	△ 1,279	△ 605	△ 913	△ 836	459	

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分 \ 年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 2,155	62	2,241	△ 779	2,104	1,288	△ 1,210	1,206	156	6,421	6,864	8,483
積 立 金 (K)	76	76	76	76	77	77	77	77	77	78	78	78
前年度からの繰越金 (L)	7,326	5,095	5,081	7,246	6,391	8,418	9,630	8,343	9,472	9,551	9,369	9,635
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	5,095	5,081	7,246	6,391	8,418	9,629	8,343	9,472	9,551	15,894	16,155	18,040
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	5,095	5,081	7,246	6,391	8,418	9,629	8,343	9,472	9,551	15,894	16,155	18,040
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	67.18	66.97	68.16	64.50	65.92	65.12	65.34	67.27	65.87	65.39	65.60	66.23
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	19,920	20,243	20,873	21,000	21,000	21,000	20,000	20,000	20,000	26,475	26,470	26,465
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	896,629	817,559	740,473	669,071	600,738	535,555	480,235	437,056	392,951	347,898	303,202	259,161

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 支 分	84,094	83,338	83,263	72,994	72,393	69,792	72,640	62,741	62,740	57,216	56,630	57,033
うち基準内繰入金	58,351	57,675	55,681	51,494	48,893	46,292	39,690	31,791	31,790	31,791	31,000	30,048
うち基準外繰入金	25,743	25,663	27,582	21,500	23,500	23,500	32,950	30,950	30,950	25,425	25,630	26,985
資 本 的 収 支 分	51,193	51,150	51,107	51,250	51,250	51,300	51,300	51,350	51,350	51,350	51,450	51,450
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	51,193	51,150	51,107	51,250	51,250	51,300	51,300	51,350	51,350	51,350	51,450	51,450
合 計	135,287	134,488	134,370	124,244	123,643	121,092	123,940	114,091	114,090	108,566	108,080	108,483